

## 子どもと若者総合支援勉強会（第4回）議事要旨

日 時：平成20年10月7日（火）15：00～16：30

場 所：内閣府本府地下1階講堂

出席者：田村座長、土居座長代理、佐藤委員、嶋崎委員、宮本みち子委員  
福田内閣官房副長官補、吉田教育再生懇談会担当室長、大塚内閣府参事官、山根教育再生懇談会担当室参事官、浅田内閣参事官、伊藤厚生労働省キャリア形成支援室長、その他関係官

### ○開会

○冒頭、福田内閣官房副長官補から挨拶があった。

○浅田内閣参事官より、出席者の紹介と配布資料の説明があった。

○議事「「最終まとめ」に向けての議論」に関し、浅田参事官より資料に基づき説明の後、以下の通り意見交換が行われた。

- ・ 配付資料「「最終まとめ」に向けての論点整理（案）」は、様々な意見を全て取り入れようとしたため、少し分量が多く冗長な感じがする。何のために何をやる必要があるのかを簡潔にまとめ、付随する論点は別記にするなど整理してはどうか。
- ・ 民間のメンバーによる勉強会の提言であり、ドラスティックな提言としてよいのではないか。例えば法案名も仮称で入れるとか、地方の「総合的な窓口」についても具体的なイメージを入れるなど、インパクトのある提言にすべき。
- ・ 「窓口の一元化」、「実効性のあるネットワーク」、「早期の対応と継続的な支援」というキーワードをもう少し掘り下げたい。
- ・ 支援を必要としている子ども、若者のとらえ方について、社会的な問題だけでなく、発達障害など心理的な部分にも触れるべき。
- ・ 子育ての段階が非常に重要であることをもう少し強調すべき。
- ・ 資料には日頃気に懸かっていることが反映されていると思う。ただ、実現性を考えると、もう少し焦点化すべきではないか。
- ・ この問題は社会保障制度や雇用問題など様々な面に関わるが、本勉強会としては、他で余り取り上げられていない学校教育との連続性の問題についても提言すべき。

- ・学校と社会との接続の観点からも、子どもたちが社会に出た後で困った時に相談できる窓口について、学校でしっかり教えておくべき。
- ・学校の閉鎖性を突破するためにも、地方の「総合的な窓口」が、縦割りの弊害を超えて関係者の力を結集できるようにすべき。この「総合的な窓口」にどこまでの力を持たせるかについては、法令上、十分な検討が必要だろうが。
- ・幼児期、学校教育の早期の段階から支援に取り組む必要がある。
- ・地方公共団体によっては学校、教育委員会が積極的に取り組んでいる例もある。
- ・「地域若者サポートステーション」等の取組が進み、各地域で子ども、若者への支援に関わる関係者は増えてきているが、問題は、それぞれの地域でターゲットになる子どもや若者が何人いるかという全体像を誰も把握していないこと。例えば「不登校」問題への対応に当たる人は、「不登校」のことしか知らないのが現状。これでは達成すべき目標が明確にならない。
- ・リスクを有する子ども、若者を支援のネットワークに組み入れるため、関係機関に、ターゲットとなる子どもや若者の把握、関係機関への情報提供等を義務付けるべきではないか。
- ・ターゲットとなる子ども、若者の全体像を把握しないまま、相談に来た人だけに個別に対応するという現状は問題だが、基本的には、支援の対象となる子ども、若者についての具体的な基準などは、国が一律に決めるのではなく、各地方公共団体の判断に委ねるべき。
- ・個人情報に関し、児童虐待への対応などでは、個人ファイルが有効に活用されている。自治会など公的機関以外の方からは一筆いただくなどしている。
- ・個人情報については、個人情報保護法や各地方公共団体の個人情報保護条例が適用される。本人の同意があれば第三者に提供できるし、本人の同意がなくても一定条件の下で共有ができるが、その条件は個々のケースや地域によって異なる。支障があるとすれば、それは法律上の問題なのか、運用上手間がかかるといった問題なのか。
- ・現状では一件ごとに保護者の同意を得る必要がある。現場としては、一定の要件に該当するような場合には、個別に同意を得なくとも包括的に個人情報を共有できるよう法的措置を講じていただければありがたい。

- ・ 個人情報の取扱いについては、結局は社会的な認識の問題。現状では未だ、個人情報の共有についての認識が進んでいないため、現場は過度に臆病になっている。
- ・ 現行法上も一定の手続を経れば対応可能だが、過度に神経質になっているという面もあるかもしれない。問題の所在を詰めた上で考える必要がある。
- ・ 個人情報保護条例との関係等も含め、実態について十分検討した上で、必要ということになれば何らかの法令上の対応についても検討すべき。
- ・ 各地域の「総合的な窓口」の性格が今一つはっきりしない。単なる相談・支援の窓口や情報交換の場ではなく、支援の対象となる人たちの調査や、支援方針や予算の配分の決定等の権限も有するものとすべき。
- ・ そのような権限は、各地方公共団体に置かれる「若者に対する支援を包括的に担当する責任者」（資料p. 11）が有することになる。

○座長、事務局より、今回は10月23日に開催し最終とりまとめを行いたい旨の発言があり、了承され、閉会となった。

以上